



第4回企業取引研究会

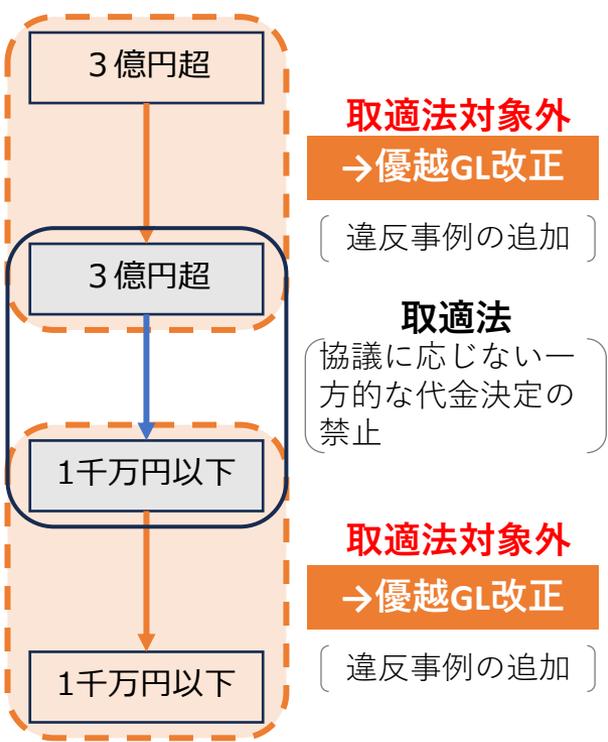
企業取引研究会での議論を踏まえた対応の方向性

令和8年3月10日
公正取引委員会
中小企業庁

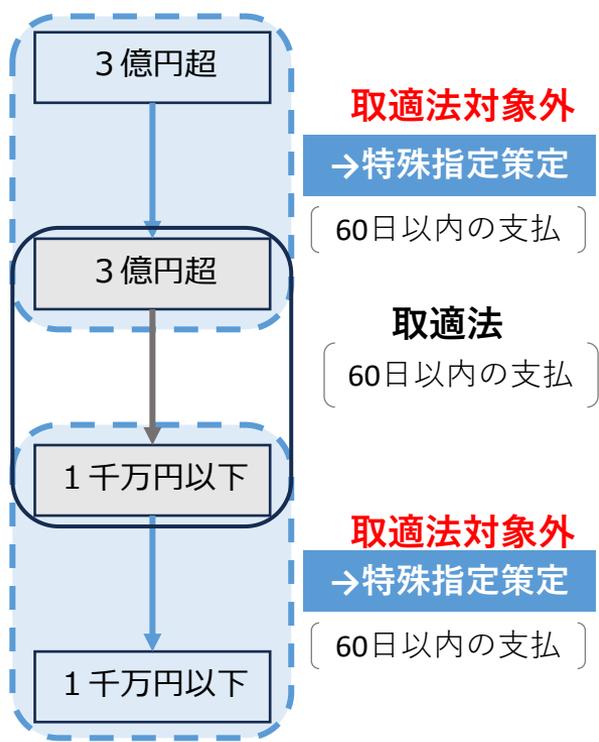
サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠。**
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、**に向けて優越的地位の濫用に対する規制を整備。**

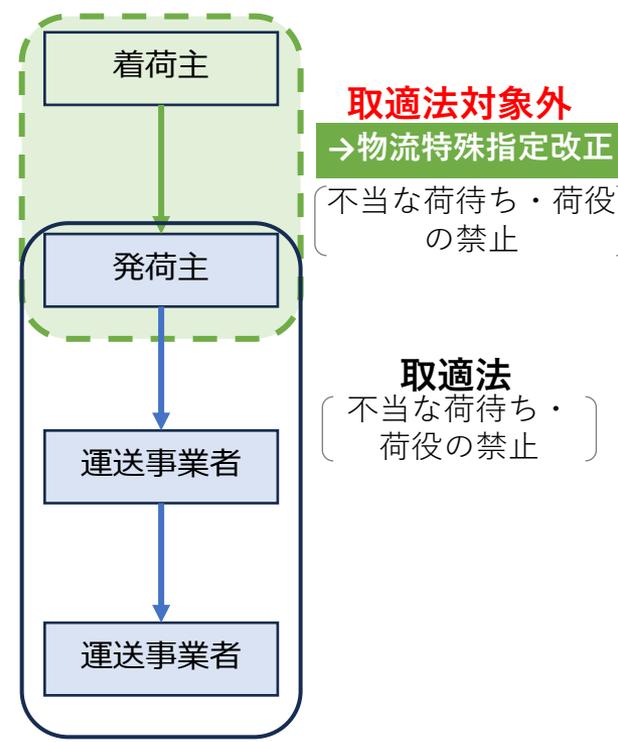
【価格転嫁】



【支払条件】



【物流】

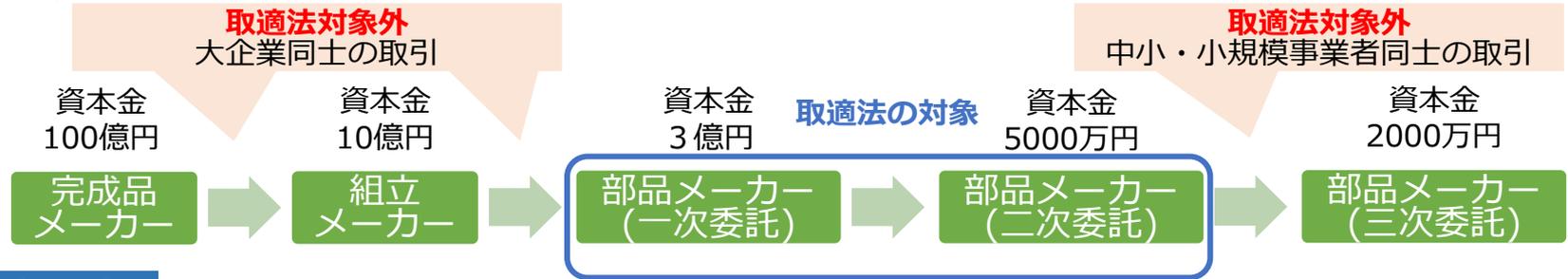


サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備①

議題の概要

- 取適法の対象外取引においても、実効的な価格協議を行えないことが一因となって価格転嫁が十分に進んでいない現状。
- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、価格協議に関して優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、実効的な取組をより一層推進することが必要。
- そこで、優越ガイドラインにおいて、**実効的な価格協議が行われたかどうか、濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確にする等、記載内容を具体化させるべきではないか。**

(例) 製造業におけるサプライチェーン



事業者の声

例1：規模基準を超える企業同士（大企業同士）の取引



発注者と自社はともに資本金3億円超だが、発注者である取引先からの価格転嫁が十分に行われていない。自社はサプライチェーンの中流に当たり、取引先から転嫁の原資をもらえないと、より下流の委託先に価格転嫁ができない。

(例) 発注者 受注者

資本金 3億円超 → 資本金 3億円超
※規模要件超過

例2：規模基準未滿の事業者同士（中小・小規模事業者同士）の取引



発注者が資本金1000万円で、自社が資本金800万円である。価格交渉を申し込んでも、取適法対象外であることを理由に一切応じてもらえず、価格転嫁が実現することはほとんどない。

(例) 発注者 受注者

資本金 1000万円 → 資本金 800万円
※規模要件未滿

委員からの意見（第2回）

【現状の課題】

- 価格転嫁の取組は、個々の取引当事者間の課題にとどまらず、社会全体で取り組むべき重要な課題であるとの認識が、大企業を中心に十分に浸透していないと感じられる。
- 階層が深くなるほど価格転嫁率が低下するという現実には十分に把握されていない。受注者への価格転嫁の必要性を感じている発注者が少ないことを認識する必要がある。
- 取適法の対象外取引を含め、サプライチェーン全体で価格転嫁に取り組むことが重要である。

【方向性】

- 実効的な協議が行われたかどうか優越的地位の濫用の判断に当たっての考慮要素となることを明確にする観点から、優越ガイドラインの想定例の記載内容を拡充するという方向性には賛成である。
- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を進めるため、取適法だけでなく独占禁止法の運用や優越ガイドラインの改定は有意義である。
- 優越ガイドラインにおける価格交渉プロセスの部分をより具体化することで、取適法の趣旨をその対象外の取引にも徹底することにつながると考えている。

【参考】優越的地位の濫用規制の概要

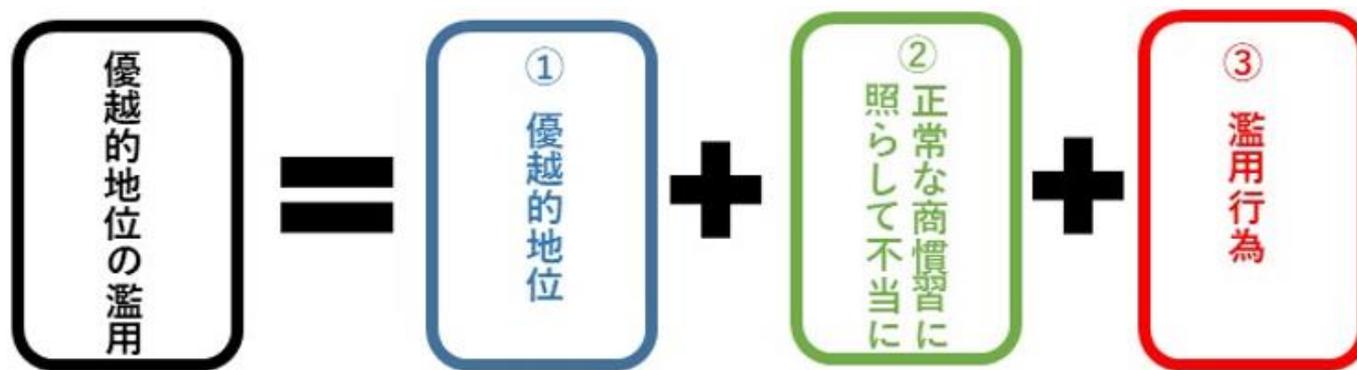
独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

【規制趣旨】

優越的地位の濫用は、

- ・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→公正な競争を阻害するおそれ



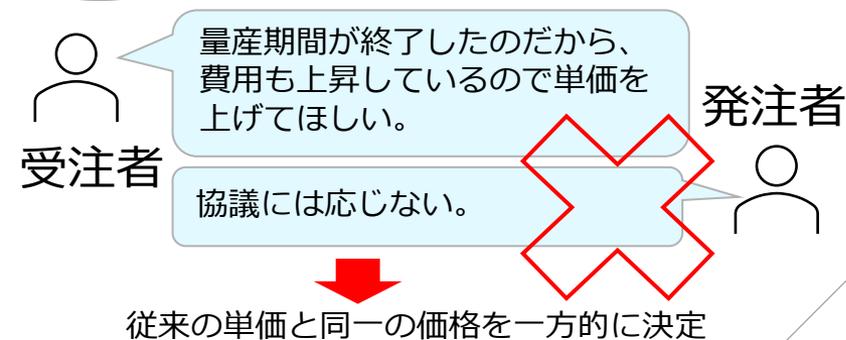
○ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）

- ・法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため作成
- ・全ての業種が対象
- ・過去の事例を基に「具体例」を、また、行為類型ごとに「想定例」を記載

解決の方向性（案）

- 対価の決定方法について、協議の有無に加え、実効的な価格協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記し、独占禁止法上問題となる行為を明らかにする。

具体化 【協議に応じない一方的な代金決定】



交渉プロセスに着目した規定を具体化

実効的な価格協議が行われたかどうか、濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確にするため、以下のような想定例を追加。

- (1) 拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例
- (2) 取引の打ち切り等の示唆により協議を行わない例
- (3) 協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

○ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ガイドライン）（抜粋）

第4 優越的地位の濫用となる行為類型

3 独占禁止法第2条第9項第5号八

(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

ア 取引の対価の一方的決定

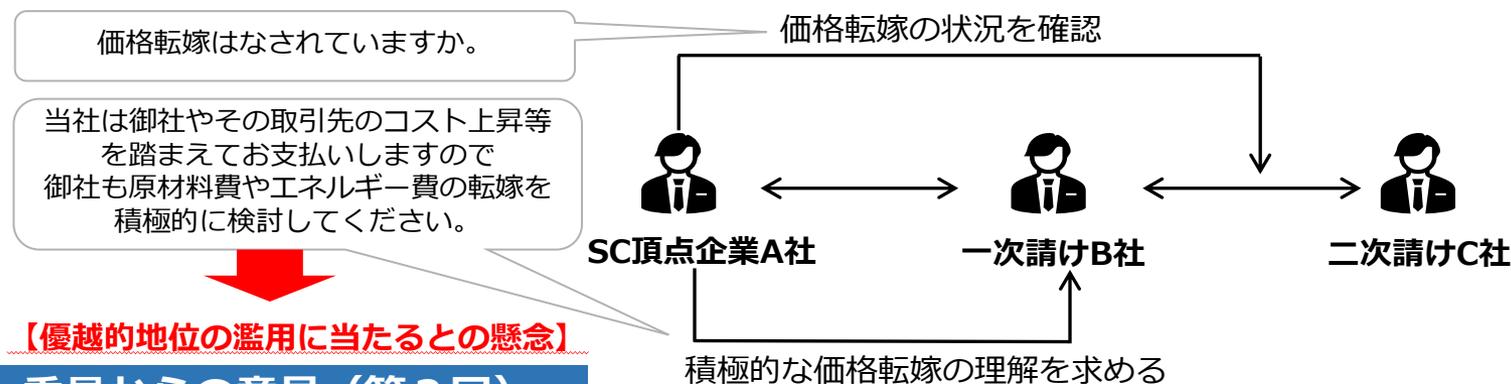
(ア) 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離（かいり）の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する。

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備④

その他の課題

- サプライチェーン頂点企業が一次請けと二次請け間の価格転嫁の状況を確認したり、一次請けに二次請けに対する積極的な価格転嫁を行うことへの理解を求める場合に、優越的地位の濫用に当たるのではないかという懸念の声がある。



委員からの意見（第2回）

- サプライチェーンの一次と二次の価格転嫁を働きかけることについて、こうした多段階での状況の確認や連携について、何をしてもよいのか、何をすべきなのか、何をするといけないのかといったやり方について、もし何か指針があるのであれば、それを明示していただくとよいのではないかと思います。

解決の方向性（案）

- 「よくある質問コーナー(独占禁止法)」に、サプライチェーン全体での価格転嫁を推進するため、取引先に対し価格転嫁の推進について理解を求めることや、取引先とその再委託先との取引において価格転嫁が適切になされているかを取引先等に確認することが直ちに問題となるものではない旨追記する。

※ 他方、取引先がコスト上昇分について公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、これに加えて、価格転嫁を行う条件として、再委託先との取引価格などのコスト構造に関わる内部情報の提示を求め、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は取適法上の買いたたき若しくは協議に応じない一方的な代金決定として問題となるおそれがある。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）①

議題の概要

- 支払条件の決定においては、発注者が優位に立つ傾向があり、その場合に支払サイトが長期化する傾向。
 - サプライチェーンの上流から下流まで全体で受取サイト短縮に向けた対応が必要。
 - 特に、取適法対象取引を含め複数の取引段階が連なるサプライチェーンでは、支払期日が遅く設定される傾向にあり、手当の必要性が高い。
- 取適法対象取引の延長線上にあるサプライチェーン全体において支払期日が適切に設定されるような環境整備に向けて、優越的地位の濫用の観点から、取組を講じるべきではないか。

(例) 製造業におけるサプライチェーン



事業者の声

- 【小売業】 自社の資金繰りを改善するためにも、サイト短縮や現金支払への変更をお願いしたいが、自社の売上の上位取引先であり、転注されてしまう可能性を踏まえると交渉はできていない。
- 【製造】 取適法対象外取引のため、自社から取引先に資金繰り改善のために（支払サイトの短縮等の）申し入れる根拠がないと考えており、また、申し入れることにより他社に転注されることをおそれて申し入れができない。
- 【製造】 受注者が発注者に対し、支払サイトの短縮をお願いすると、値引きを求められることもある。受注者としては、独自の技術力をもって、発注者への交渉力を高めるしかないが、やはり自社だけ交渉を行うことは難しい。

委員からの意見（第3回）

【現状の課題】

- 手形払が減少している一方で、完成品メーカーにおいて依然として60日超の支払期間が存在している。
- 支払条件の適正化については取適法改正により適用対象取引は改善されたが、取適法対象外取引では資金繰りのため支払期間を延ばす慣行が残り、サプライチェーン全体で偏在が生じている。
- 交渉力の弱い事業者は取引依存度が高く、受注停止のリスクを抱えている。その結果、優越的地位を持つ側が支払サイトを長く設定し、受取サイトを短くする不均衡が生じている。
- 企業間信用の仕組みは中小企業にとって特に重要であり、支払までの期間に現金を手元に置けることが資金繰りに直結する。しかし、現状ではティアの上位ほど支払期間を延ばし、下位ほど企業間信用の恩恵が減少している。これは不公正な商慣習である。

【方向性】

- 支払サイトが不当に長いのか、取引の性質上やむを得ないのかを区別し、取引実態との関係で合理性を検討する必要がある。
- 取適法対象外事業者にもガイドライン等を適用し、取適法と同様の条件を求めることが望ましい。
- 取適法対象外取引においても受領日から60日以内の現金払又は同等効果の支払手段を導入する方向性には賛同。
- 法定優越による規制は個別認定が必要で手続きが重く、課題が残る。ガイドラインへの記載で対応可能な部分もあるが、より効率的な仕組みとして特殊指定を導入すれば、形式的な基準で適用対象を決められることから、迅速な対応につながる可能性がある。

【参考】特殊指定について

- 特殊指定とは、**特定の事業分野の実情に即して、その事業分野において行われる可能性のある不公正な取引方法の類型を具体的に定め、独禁法第2条第9項第6号に規定する「不公正な取引方法」として指定する告示。**

| | 【法定優越とは】 | 【特殊指定とは】 |
|-------|--|---|
| 根拠条文 | 独占禁止法第2条9項5号 | 独占禁止法第2条9項6号 |
| 適用分野 | 全ての事業分野 | 特定の事業分野 |
| 要件 | 一般的・抽象的な基準 | 業界特殊的・外形的な基準 |
| 執行の特徴 | ①優越的地位にあるか、②正常な商慣習に照らして不当であるか、③濫用行為といえるか、という判断要素について、個別に認定 | 資本金基準等により地位要件の客観的な基準や具体的な違反行為類型を定めることで、迅速かつ効果的に対処 |
| 措置 | 課徴金納付命令、排除措置命令、確約計画の認定、警告、注意 | 排除措置命令、確約計画の認定、警告、注意 |

【該当条文抜粋】

独占禁止法第2条9項

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

(略)

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

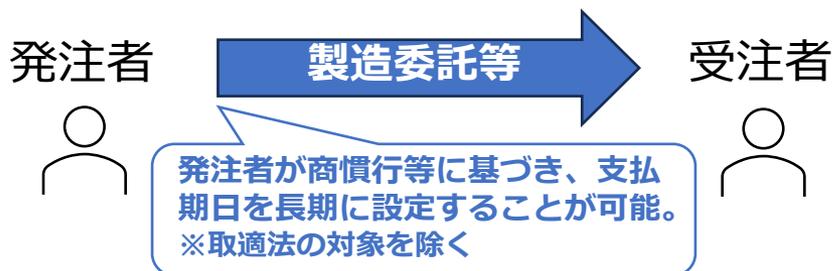
(略)

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）③

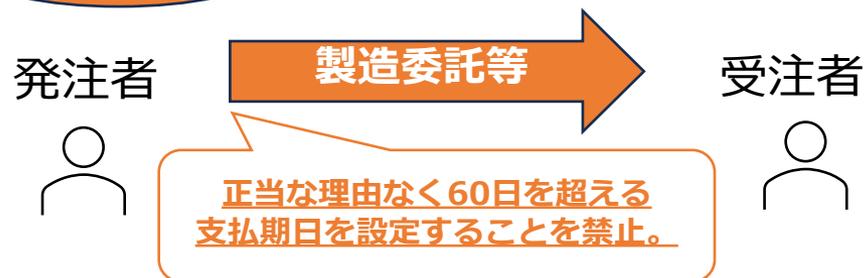
解決の方向性（案）

- ・ サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備するため、**「製造委託等」の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める独占禁止法上の告示（特殊指定）を新たに策定する。**

現状



施行後



新たな特殊指定の概要（案）

適用対象

- ・ 製造委託等をした発注者の行為に適用される。
※「製造委託等」とは、取適法に規定する製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託をいう。
※発注者・受注者に関して規模基準（資本金基準及び従業員基準）は設けない。
ただし、その取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除く。
取引上の地位の優劣の判断は、受注者の発注者に対する取引依存度、発注者の市場における地位等を総合的に考慮。

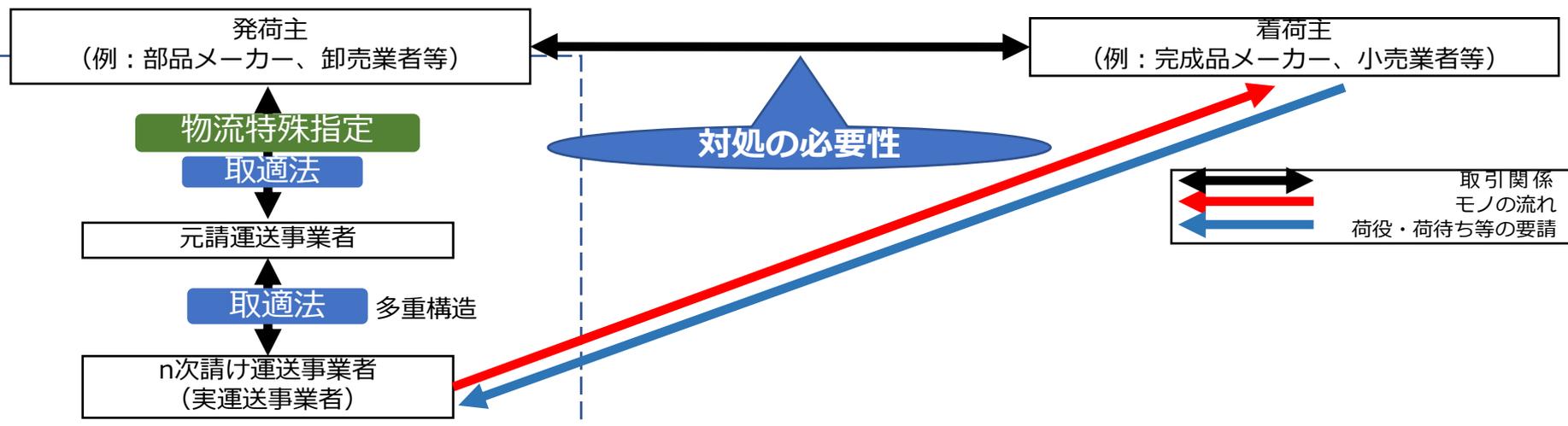
禁止行為

- ・ 正当な理由がある場合を除き、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないこと（支払遅延）を禁止。
※「正当な理由がある場合」とは、例えば、受注者の責めに帰すべき理由がある場合や、合理的な理由に基づき60日を超える支払期日に係る条件が合意された場合等が挙げられる。

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）①

議題の概要

- ・ 着荷主が、荷下ろしの場面において、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を運送事業者を通じて要請する行為が問題となっている。
 - ・ 下請法改正等により、運送事業者と発荷主等の関係において運送事業者の保護は一定程度図られているが、上記のような着荷主の行為については実効的に対処することが困難。
 - ・ 着荷主は運送事業者との運送契約の当事者ではないものの、物流取引のサプライチェーンの一環を担っており、物流取引全体の適正化を図るためには、**着荷主が運送事業者に指示をし、契約外の荷待ち・荷役等を提供させる行為についても、対応することが必要。**
- こうした着荷主の問題行為を是正するために、発荷主・着荷主間の取引関係に着目し、優越的地位の濫用の観点から取組を講じるべきではないか。



事業者（発荷主）の声

○発荷主としては、受注することを第一に考えるため、細かい運送条件やその料金の取決めまで取引先に求めると面倒に思われ受注できないリスクがあり、追加で生じる荷待ち・荷役等の費用負担の交渉ができていない。【梱包資材製造販売事業者】

○着荷主側（小売業）が立場上強い業界なので、発荷主側は言いなりで納品するしかない。待機時間などは着荷主側の問題だが、時間をずらして納品させてくれともいえない。【掃除用品製造販売業者】

委員からの意見（第3回）

【現状の課題】

- 契約範囲が不明確で、追加作業が商慣習として処理されてしまい、不適切な状況が生じている。
- 商慣習により運送の範囲が不明確で曖昧であることや、着荷主のコスト意識が欠如していることにより、附帯作業が無償で追加され、非効率を招いている。
- 物流と商流が複雑に絡み合い、物流に係る附帯サービスの対価が商流に反映されていないことが最大の問題である。
- 着荷主と実運送事業者の関係には直接の取引が存在しない点が課題である。両者の間には一定の関係が認められるものの、直接規制は難しい。

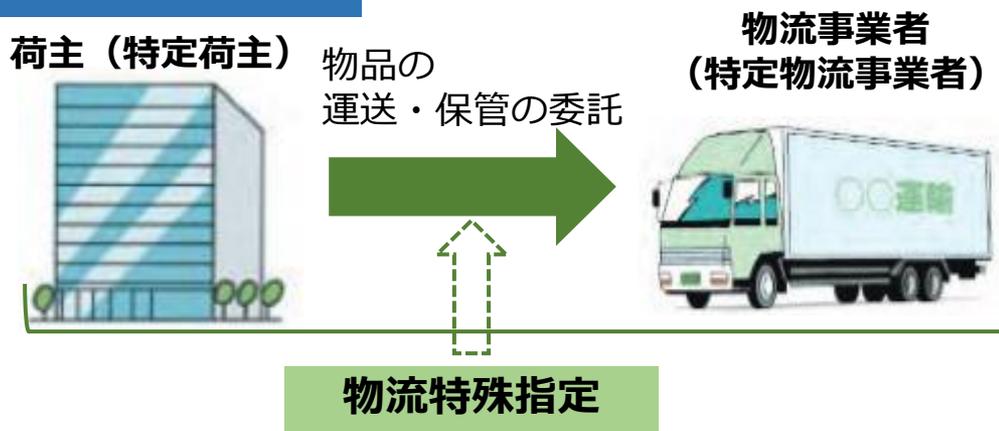
【方向性】

- 発荷主と着荷主の関係に着目し、実運送事業者へ附帯業務の代金が確実に支払われる仕組みが重要。
- 発荷主と着荷主との契約において、運送に関する条件が正確に記載されていないことが多々あり、明確にすることが非常に重要。
- 出発点は発荷主と着荷主の契約であり、この契約関係にアプローチするために理論的整理や既存ツールの活用が求められる。（略）特殊指定は、特定分野や業界に絞って問題行為に対応できる有効な手段となり得ると考える。

【参考】 現行の物流特殊指定について

- 正式名称：特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法
- 荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために一定の行為を独占禁止法で禁止される不公正な取引方法として指定。

【対象取引】



禁止行為

代金の支払遅延

代金の減額

買ったたき

購入・利用強制

割引困難手形の交付

不当な経済上の利益の提供要請
(例：荷役)

不当な給付内容の変更・やり直し
(例：荷待ち)

要求拒否に対する報復措置

情報提供に対する報復措置

【対象者】

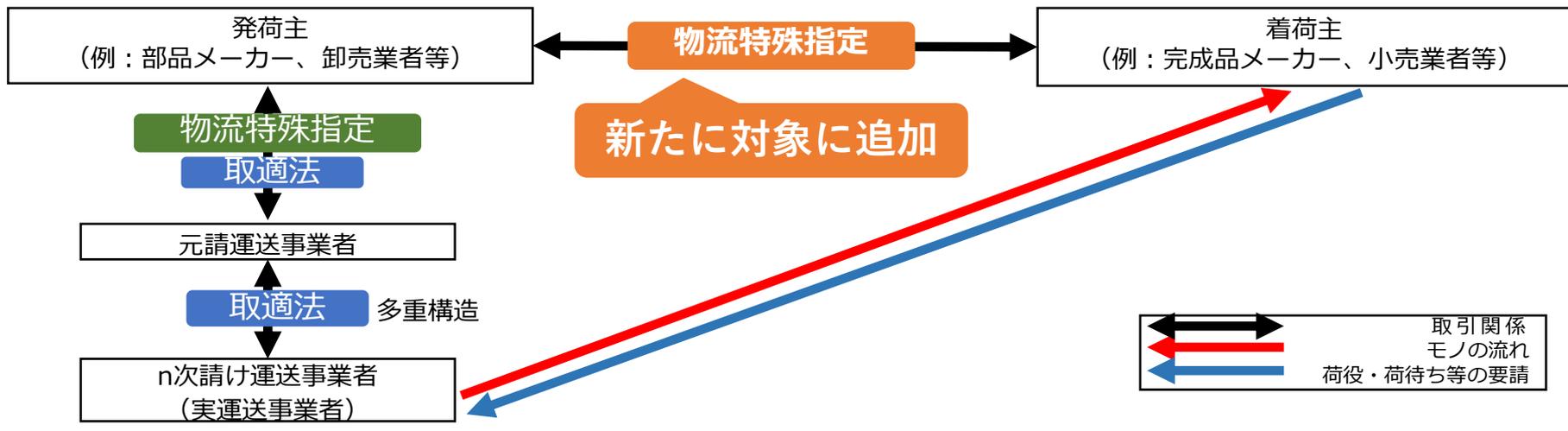
(※) 取引上の地位の優劣の判断は、荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位等を総合的に考慮

| 荷主（特定荷主） | 物流事業者（特定物流事業者） |
|----------------------|--|
| 資本金 3 億円超 | 資本金 3 億円以下（個人事業者を含む。） （資本金 3 億円超の事業者の子会社を除く。） |
| 資本金 1 千万円超 3 億円以下 | 資本金 1 千万円以下（個人事業者を含む。） （資本金 1 千万円超の事業者の子会社を除く。） |
| 取引上の地位が優越している荷主（※） | 取引上の地位が劣っている物流事業者 |

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）③

解決の方向性（案）

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、**着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**



物流特殊指定改正の概要（案）

適用対象

- 事業者規模（資本金・従業員）が一定を超える着荷主（又は取引上優越した地位にある着荷主）であって、事業者規模が一定を下回る発荷主（又は取引上の地位が劣っている発荷主）との間で継続的な取引（物品の販売、製造請負、修理、情報成果物の作成請負）の相手方としてその物品の引渡しを受けるもの

禁止行為

- 着荷主が、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為
 - ① 不当な運送の役務以外の役務その他の経済上の利益提供要請（附帯業務等）
 - ② 不当な運送の変更及びやり直し（荷待ち・やり直し等）

その他

- 現行の物流特殊指定に取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）

委員からの意見（第3回）

- 解決策として特殊指定を用いるのであれば、その位置付けを整理する必要がある。例えば、現状の優越ガイドラインの注2は、法定優越に該当する行為については、全て法定優越で対処し、特殊指定を適用しないようにも読み取れる記載になっている。

○ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ガイドライン）（抜粋）

はじめに

（略）

独占禁止法改正法が成立したことにより、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用であって、一定の条件を満たすものについて、公正取引委員会は、課徴金の納付を命じなければならないこととなった（注2）

（略）

（注2）独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に対しては、同号の規定のみを適用すれば足りるので、当該行為に独占禁止法第2条第9項第6号の規定により指定する優越的地位の濫用の規定が適用されることはない。

解決の方向性（案）

- 上記優越ガイドラインの注2における記載が、特殊指定の適用を妨げるものではない旨明確化するため、記載の修正を行う。

今後のスケジュール（予定）

| 時期 | 内容 |
|-----------|---------------------------|
| 令和8年3月10日 | 第4回企業取引研究会 |
| 3月中旬 | 意見公募手続開始 |
| 4月中旬 | 特殊指定（告示）に係る公聴会開催／意見公募手続期限 |
| 6月頃 | 特殊指定（告示）・優越ガイドラインの公表 |
| 令和9年春頃（P） | 特殊指定（告示）の施行 |